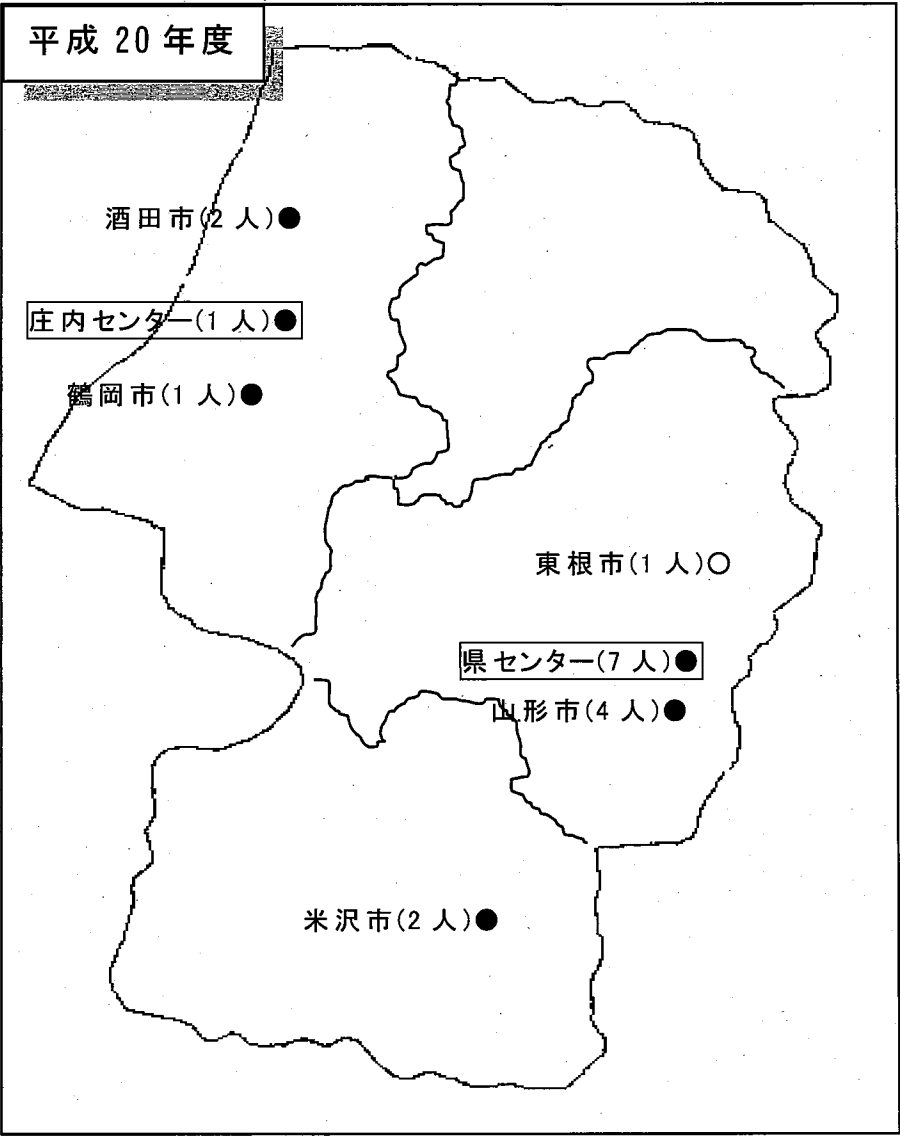
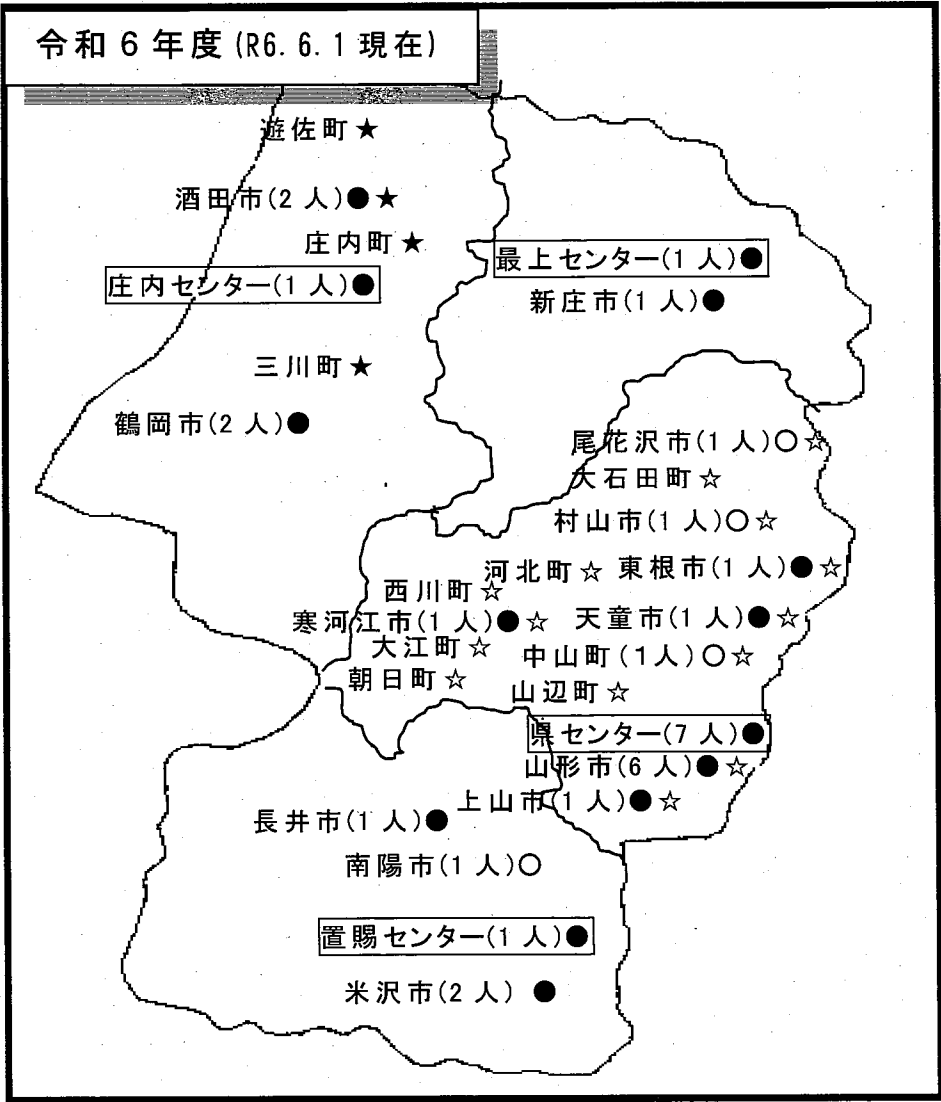
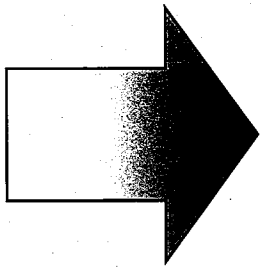


本県の消費者行政の現況



	県	市町村
消費生活センター	2か所	4か所
消費生活相談員	8人	10人

※●:消費生活センター(は県の機関)
○:消費生活相談員を配置しているが消費生活センターの要件を備えていない相談窓口
【要件】・消費生活相談員の配置
・PIO-NET の設置
・週 4 日以上の相談受付
上記以外の町村:消費生活相談窓口を設置
※消費生活センターの設置については、消費者安全法第 10 条の 2 の規定により、条例で定めることとされている。



	県	市町村
消費生活センター	4 か所	10 か所
消費生活相談員	10 人	22 人
消費者教育コーディネーター	4 人	

※消費者教育コーディネーターの配置
H27 に、国が配置を推奨する「消費者教育コーディネーター」として配置。
担当地域において消費者教育を企画・推進。
(H23 に新規配置した消費生活啓発員からの振替)
※広域連携による相談体制の充実
☆…連携中枢都市圏によるもの【R2.1 成立(R2.4～事業開始)】
山形連携中枢都市圏【H23.7 月成立】
(中心市:山形市・寒河江市・上山市・村山市・天童市・東根市・山辺町・中山町・河北町・西川町・朝日町・大江町+尾花沢市・大石田町【R3～】…7 市 7 町)
★…定住自立圏構想によるもの【H26～】
庄内北部定住自立圏【H26.12 月成立】
(中心市:酒田市・三川町・庄内町・遊佐町…1 市 3 町)